

	平成12年度 (本来の年額保険料の1/4)	平成13年度 (本来の年額保険料の3/4)	平成14年度 (本来の年額保険料)	
↑ 本 來 の 保 険 料	平成12年4月～12年9月 保険料の微収はありませんでした。	平成12年10月～平成13年9月 本来の保険料の半額を納めます。	平成13年10月～ 本来の保険料の全額を納めます。	
	平成12年4月 10月	平成13年4月 10月	平成14年4月 10月	平成15年4月

10月から本来の 介護保険料額に

現在、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険制度の円滑な実施のための国の特別対策により、本来の保険料の半額となっていますが、10月からは本来の保険料額となります（上表参照）。

みなさんの納める介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となります。だれもが安

●相談窓口
介護保険の利用については、
民生委員、在宅介護支援センター、
ケアマネジャーなどにご相談く
ださい。

●訪問調査や主治医意見書の作成依頼について：「スムーズに行えた」とした方が84・1%と、要介護（支援）認定を受けけるにあたってほぼ円滑に手続きが行われたことがうかがえます。

「スムーズに行えなかつた」と回答した方は、4・7%で、その理由としては、「主治医意見書を主治医に依頼するのに時間がかかる」ことなどをあげてい

○介護サービスの利用に関する設問

サービス計画（ケアプラン）の説明については、「適切である」とした方が60・8%と、回答者の半数以上の方が介護サービス計画に関する大きな問題はないと回答しています。

に当てはまる高齢者の方を、期にわたり、當時介護されている方①平成13年9月15日現在²⁵歳以上の方（昭和11年9月30日以前に生まれた方）②9月15日の時点で引き続き6カ月以上市内に居住しがつ住民基本台帳などに記載

人等介護手当支給申請書

必要事項を記入し、8月3
（金）までに高齢福祉課に提
△支給額 年額6万円

(2) 家族介護慰労金

▽対象 次のすべての条
に当たはまる高齢者の方を
保護されている方

①要介護度4または5の

▽支給額 年額10万円
※支給の決定等 (1)、(2)とも申請書を審査のうえ支給を決定し、申請書に記載された銀行などの口座に10月末日に振り込みます。なお、(1)、(2)の両方に該当する場合は、家族介護慰労金を支給します。

介護保険制度がスタートして1年。要介護者やその家族にとって、介護環境はどのように変わったのでしょうか。また、現在どのような悩みを抱えているのでしょうか。市では、これら制度を取り巻く問題点を把握し、解決策を検討する基礎資料を作るために、アンケートを実施しました。

対象は、平成13年3月1日現在、要支援または要介護の認定を受けている方（過去に認定を受けたて更新申請をしていない方を含む）964人。なお、現在介護老人福祉施設に入所している方は対象としないません。

調査内容は、年齢など基本項目のほか、要介護認定やケアプランなど14項目。調査方法は、民生委員の協力を得て、訪問面

● 調査結果

- 基本項目
- 要介護度別の居所の状況：
要介護度が低いほど在宅の傾向
が高く、要介護度が高いほど入
- 82
式で行い、全体で793人から回答
方には、各自記入による郵送方
式で聞き取り方式で行いました。
聞き取り調査を希望しないと
ていただきました。回収率は、
82・3%でした。

- 認定された要介護度について
て：58・0%が「満足している」と回答しています。「不満がある」とした方は9・1%でしたが、その理由のほとんどは「要介護度が軽すぎる」でした。
- 通常半年の認定有効期間について：44・0%が「短すぎると答え、適當な有効期間についてでは、「1年」とする方が過半数を占めました。

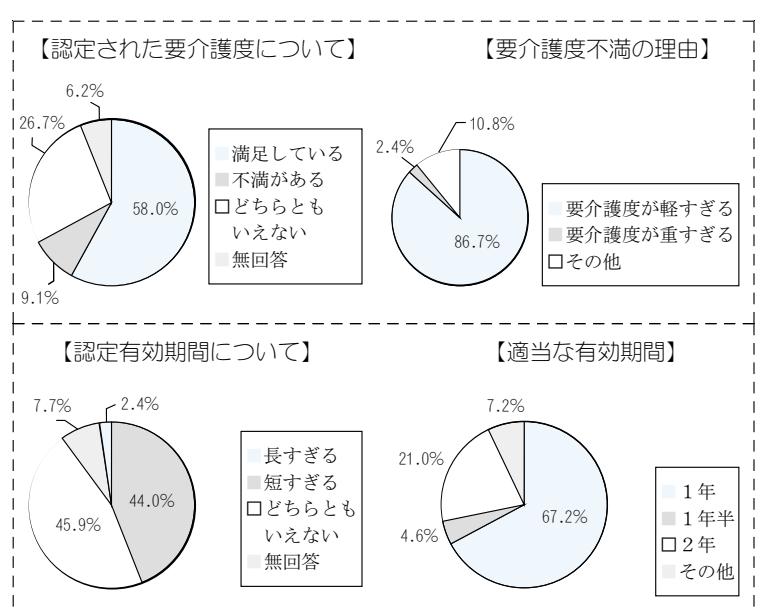
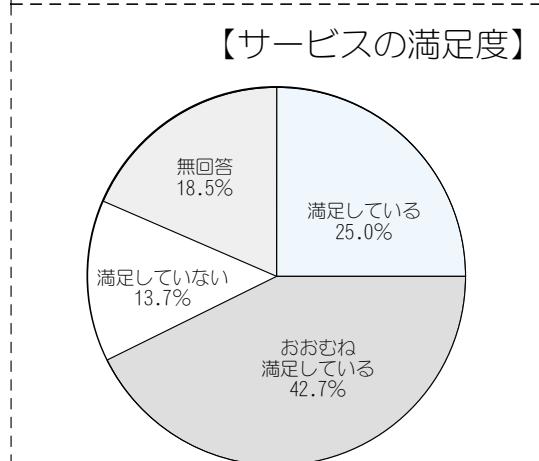
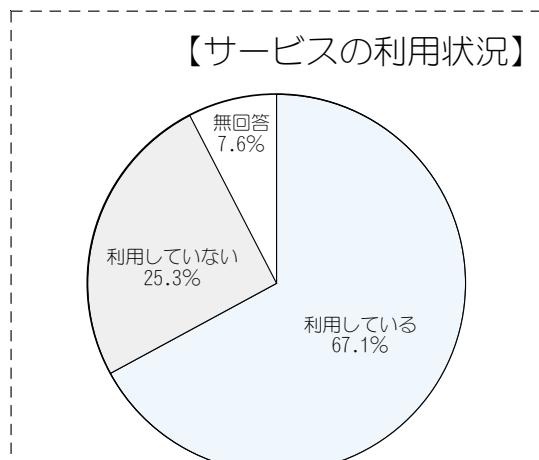
いるかについて：67・1%が「利用している」と回答。利用して良かった理由には「家族の負担が減った」などを挙げています。また、「利用していない」と回答した方は25・3%で、その理由は「被保険者が入院中」、「家族などによる介護で間に合っていない」などとなっています。

家族に「介護手当」等を支給

申請・8月
3日まで

サービスに満足・68%

アンケート調査 793人の回答報告



より一層の利用PRを

多かつた「どちらとも」の回答

- 現状の介護サービスの満足度について：25・0%が「満足している」、42・7%が「おおむね満足している」と回答しています。また、「満足していない」と回答した方（13・7%）は、その理由として「希望通りのサービスが利用できない」などと回答しています。
- 利用料の負担感について：

